

令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務

2 委託事業の目的

県内では、三重ブランドをはじめ、みえの安心食材制度に基づいた農畜林産物やGAP等国際認証を取得した県産農林水産物など、魅力ある食材が数多く生産されていますが、これら県産農林水産物の多くは少量多品目であることから、小ロットの生産物を効率的かつ低コストで流通させることが課題となっています。

このため、県内生産者からの県産農林水産物の収集や県内外への既存の販売ネットワークを保有する事業者には、県内外のホテルやレストラン等（以下、「県内外のホテル等」という。）と県内の生産者をつなぐサポートセンター業務を委託し、県内外のホテル等からの取引要望（旬の農林水産物や珍しい野菜などのオーダー、小ロットでの納品）にきめ細かに対応した生産・出荷調整や、効率的かつ低コストでの流通、販路開拓業務を実施することで、県産農林水産物の魅力発信と販売チャンネルの拡大につなげます。

3 委託期間

契約日から 令和6年3月22日（金）まで

4 委託内容

県産農林水産物の魅力発信及び販売チャンネルを拡大するサポートセンターとして、次の業務を行っていただきます。

- (1) 県内生産者の掘り起こし及び生産者の審査・登録（以下「登録生産者」という。）
- (2) 県産農林水産物のリスト作成、県内外のホテル等への販路開拓
- (3) 県内外のホテル等からの取引要望の取りまとめ、登録生産者への連絡、農林水産物の収集・発送の調整
- (4) 県内外のホテル等が求める農林水産物のニーズ調査、取引要望のある農林水産物の生産調整及び生産指導
 - ※県内生産者10名程度を新たに掘り起こし、審査するものとします。
 - ※作成したリストを基に、県内外のホテル等と15回程度の商談及びニーズ調査を行うものとし、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応じて農林水産物の生産調整及び生産指導を行うものとします。
 - ※登録生産者からの農林水産物の収集については、県内の5つの地域（北勢・

中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州)のうち、3地域以上から農林水産物を収集するものとします。

- ①中南勢(津市、松阪市、多気町、明和町、大台町)
- ②北勢(四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町)
- ③南勢志摩(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)
- ④伊賀(名張市、伊賀市)
- ⑤東紀州(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)

5 業務遂行体制

(1) 業務担当者等業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について書面で報告していただきます。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様として下さい。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

6 納品する成果物

以下の資料を令和6年3月22日(金)までに、フードイノベーション課に電子媒体で提出してください。

- (1) 事業実施報告書(A4版)
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果物として提出を求めるもの

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は、前金払いをすることができるものとします。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 障がいと理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

12 その他

(1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。

(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

(4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。